

# 総括意見



会派代表 織田沢俊幸  
(自民党林政議連 幹事長)

群馬県林業公社の分収林事業は、国の造林拡大政策を受け昭和41年に発足して以来、平成15年まで38年間に5,200ヘクタール余の森林造成を行ったところである。

このことは森林資源の蓄積という成果のみならず、森林組合等の発展或いは雇用などにおいても山村地域の振興に一定の役割を果たしてきたのも事実である。

しかしながら、昭和55年をピークとした木材価格は大きく下落し、今日に至っても回復の見込みはなく「分収林事業」は事実上「破綻」を来たしており、公社が抱える165億円の負債は、返済の見通しが全くつかない状況にある。

したがって、林業公社問題をこのまま放置すれば、今後、県民負担はさらに増大することは明らかであり、本委員会としても「抜本的改革」に着手するとした知事の判断を支持したい。

そこで、「群馬県林業公社の今後のあり方」についてであるが、林業関係者等からは、林業公社を存続して欲しい旨の要望も出されたが、「公社改革」にあたり150億円にも及ぶ「県民負担」が発生することは、極めて重く受け止めなければならず、県民への説明責任を果たすためには「解散すべきである」と考える。(意見で一致した)

又、制度的に破綻した「分収林事業」継続は困難であることから事業の廃止を前提に、森林所有者の理解と協力を得ながら契約の解除に努めるべきである。

但し、その際は森林の公的機能を損なわないために、別の管理手法を検討する必要がある。

「林業公社の負債」に関しては、県民負担を最小にするとの観点から、国の特例債である「第三セクター改革推進債」を活用して、できるだけ早期の償還に努めるべきである。

尚、林業公社の解散には森林整備法人の必要性等いくつかの課題も存在するが、今後、具体的な方策を推進する中で、その解消に努めることを強く要望する。

\* 林業公社の分収林事業は、平成12年度の包括外部監査でも指摘を受けたところであるが、議会としても「林業公社の経営」に関する本格的な議論を怠ってきた責任があり、県民に対しお詫びしなければならない。

\* 本委員会としては「林業公社の分収林事業」は、国策によって推進されたことに鑑み、前回の「意見書発議」に於いて、国に支援を要請したところであるが、今後も引き続き林業公社改革に対する支援を求めていくべきである。